

根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例

【申請及び届出等の手引き】

2026年1月策定

根室市商工労働観光課

目 次

1. 根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の概要 1
2. 条例の対象 1
3. 禁止区域 2
4. 抑制区域 4
5. 再生可能エネルギー発電施設の設置に関する手続き 4
(1) 事前調査 5
(2) 事前協議 6
(3) 周辺関係者への説明 6
(4) 届出 9
(5) 変更の届出 10
(6) 工事完了の届出 10
6. 再生可能エネルギー発電施設の設置後の手続き 10
(1) 地位の承継の届出 10
(2) 廃止の届出 10
(3) 維持管理 11
7. 報告の徴収 11
8. 立入調査等 11
9. 指導、助言及び勧告 11
10. 公表 11
11. 災害の復旧 11

1. 根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の概要

根室市は、市内における再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電施設の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的として「根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、令和8年1月1日から施行しています。（令和8年3月2日以降に着手する事業より適用）

【用語の説明】

太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備
太陽光発電事業	太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で定格出力10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含みます。）をいいます。ただし、建築物の屋根又は屋上で行う太陽光発電事業は除きます。
風力発電施設	風力を電気に変換する設備及びその附属設備
風力発電事業	風力発電施設を利用し発電を行う事業
再生可能エネルギー発電施設	太陽光発電施設及び風力発電施設、その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備
再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー発電施設を利用し発電を行う事業
事業区域	再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域
事業者	再生可能エネルギー発電事業を行う者
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、賃借人、占有者及び管理者

2. 条例の対象

市内に設置される太陽光発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kw以上となる場合を含みます。）及び風力発電施設、その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備（国又は地方公共団体が行う再生可能エネルギー発電事業は除きます。また、太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で定格出力10kw未満のもの、建築物の屋根又は屋上で行う太陽光発電事業は除きます。）

3. 禁止区域

災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、特に必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電事業の禁止区域として定めています。事業者は、指定した区域を事業区域に含めてはいけません。

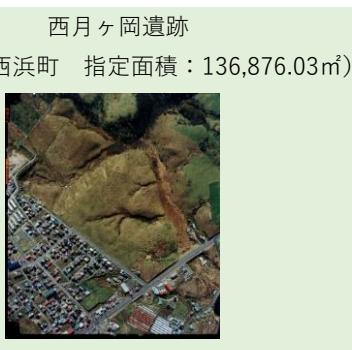
●禁止区域は以下のとおりとします。

- ①自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項の区域（特別地域と普通地域）
- ②北海道立自然公園条例（昭和33年法律第36号）第10条及び第21条の区域（特別地域と普通地域）
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の史跡名勝天然記念物及び第182条第2項の文化財の存する区域

禁止区域②（北海道立自然公園条例の特別地域と普通地域）



禁止区域③（文化財保護法第109条第1項の史跡名勝天然記念物及び第182条第2項の文化財の存する区域）



禁止区域③（文化財保護法第109条第1項の史跡名勝天然記念物及び第182条第2項の文化財の存する区域）

ユルリ・モユルリ島海鳥繁殖地

(所在地：昆布盛 指定面積：168ha、31ha)



ミズナラの風衝林

(所在地：豊里、牧の内)



歯舞湿原

(所在地：歯舞ほか 指定面積：263.1ha)



その他文化財保護法に規定する国指定特別天然記念物のタンチョウ、国指定天然記念物のクマゲラ、カラフトルリシジミ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、コクガン、マガソ、ヒシクイの生育地の保全を目的に事前調査の中で生育地として確認された場合は、当該地域を禁止区域とします。

(参考)

タンチョウ

(国指定特別天然記念物)



クマゲラ

(国指定天然記念物)



カラフトルリシジミ

(国指定天然記念物)



オジロワシ

(国指定天然記念物)



エゾシマフクロウ

(国指定天然記念物)



コクガン

(国指定天然記念物)



マガソ

(国指定天然記念物)



ヒシクイ

(国指定天然記念物)



4. 抑制区域

災害の防止、良好な自然環境、生活環境の保全のため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電事業の抑制区域として指定し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができます。事業者は、抑制区域を事業区域に含まないよう十分配慮してください。

●抑制区域は以下のとおりとします。

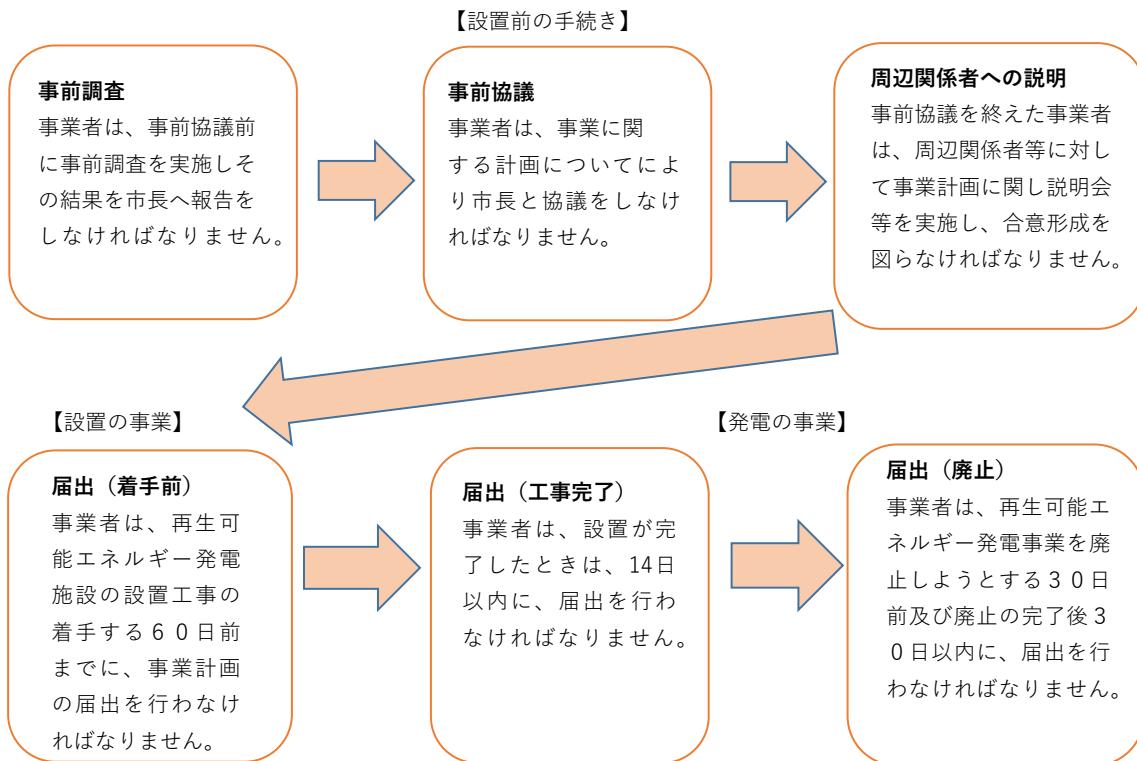
- ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- ②絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第4条第2項に規定する希少野生動植物種の生育地又は生育する可能性がある区域
- ③地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ⑥砂防法第2条の砂防指定地
- ⑦津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域
- ⑧水防法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- ⑨農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の農業振興地域の区域内にある農用地等
- ⑩森林法第25条の保安林
- ⑪河川法第6条第1項の河川区域及び第54条第1項の河川保全区域
- ⑫文化財保護法第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地、第109条第1項の史跡名勝天然記念物指定地の隣接地及び第182条第2項の文化財の隣接地
- ⑬鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の鳥獣保護区及び第29条第1項の特別保護地区
- ⑭水源の上流又は周辺（下流は除く。）のうち、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る工事に伴い、水源の水質に影響を与える恐れのある範囲

5. 再生可能エネルギー発電施設の設置に関する手続き

再生可能エネルギー発電施設の設置事業を行なおうとするときは、その事業計画について、事前調査を行い、その結果を報告した上で、事前協議を行う必要があります。事前協議を終えた事業者は、周辺関係者等に対して事業計画に関し説明会等を実施し、合意形成を図らなければなりません。

※特に、本条例には発電事業を禁止又は抑制する地域を定めていますので、発電事業用の土地取得前及び電力会社との協議前の検討段階において、本市に相談するようお願いします。

○設置に係る手続きフロー



※事業計画の変更及び地位の承継等においては別途届出が必要になります。

（1）事前調査

- ①事前協議の実施前に事前調査を行い、その結果を事前調査報告書により提出してください。

申請書類等の書類	提出部数
事前調査報告書（様式第1号）	1部

添付書類	明示すべき事項等
登記簿謄本の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後3カ月以内 ・事業区域の土地に係る全部事項証明
地積図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後3カ月以内
調査地現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・現地における撮影後3カ月以内 ・事業区域及び周辺の全方位からの撮影
事前調査結果に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物調査、景観調査、電波障害調査、振動・騒音調査、建設工事等による環境影響予測調査に係る結果

※事前調査の中で、文化財保護法に規定する国指定特別天然記念物、国指定天然記念物の生育が確認された場合は当該地域を禁止区域とします。

事前調査の中で、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する希少野生動植物種の生育が確認された場合は、当該地域を抑制区域とします。

(2) 事前協議

①事前協議書により、市と協議を実施してください。必要に応じ指導、助言を行います。

申請書類等の書類	提出部数
事前協議書（様式第2号）	1部
区域確認報告書（様式第3号）	1部

添付書類	明示すべき事項等
事業区域の位置図	<ul style="list-style-type: none">・縮尺の目安1/10,000・事業区域、方位
施設の配置図	<ul style="list-style-type: none">・縮尺の目安1/2,500～1/1,000・事業区域の施設の配置、形状、寸法、方位・事業区域周辺の環境・土地の地番及び形状、町・字の境界及び名称・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法・事業区域に接する道路の幅員及び形状
土地造成計画図	<ul style="list-style-type: none">・事業区域の土地の造成が分かる図面
調査地現況写真	<ul style="list-style-type: none">・現地における撮影後3カ月以内・事業区域及び周辺の全方位からの撮影
登記簿謄本の写し	<ul style="list-style-type: none">・発行後3カ月以内・事業区域の土地に係る全部事項証明
事前調査結果に関する書類	<ul style="list-style-type: none">・動植物調査、景観調査、電波障害調査、振動・騒音調査、建設工事等による環境影響予測調査に係る結果
再生可能エネルギー発電事業に係る法令手続状況報告書	<ul style="list-style-type: none">・国提出書類の写し

②届出の受理年月日、事業者の氏名、住所、工事着手予定日、工事完了予定日、事業区域の所在地、事業区域の地番、面積、再生可能エネルギーの種類及び出力は市のホームページ等により公表いたします。

(3) 周辺関係者への説明

事前協議終了後は、周辺関係者に対して説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じ、合意形成を図らなければいけません。

※事業予定地により再生可能エネルギー発電事業に関し影響を受けるおそれがある者がいる場合、説明会等の範囲を拡大することがあります。

①対象となる周辺関係者

- ア 事業区域の境界から300メートル以内に居住している者
- イ 事業区域の境界から300メートル以内の土地若しくは家屋の所有者又は使用者
- ウ 事業区域に関する町内会等（事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する町内会等も含む。）の代表者
- エ 事業区域に関する公的機関、漁業協同組合、農業協同組合、自然・環境保護団体等
- オ アからエまでに掲げる者のほか、再生可能エネルギー発電事業に関し、影響を受けるおそれがあると市長が認める者

②説明会等の周知について

説明会等の開催を予定する日の14日前までに、市及び周辺関係者に対して、開催する場所及び日時を書面、市長が適当と認める方法により周知してください。

③説明項目

説明会等では、次の項目の説明が必要です。

説明会等で必要な項目
(1) 実施しようとする再生可能エネルギー発電事業の概要
(2) 関係法令の遵守に関する事項
(3) 事業区域についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
(4) 周辺地域の安全、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
(5) 実施しようとする再生可能エネルギー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
(6) その他事前協議において市長が通知する事項

④質問等について

周辺関係者から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとし、周辺関係者から更に質問を求められた場合は再度説明会を開催するなど必要な措置を講じてください。

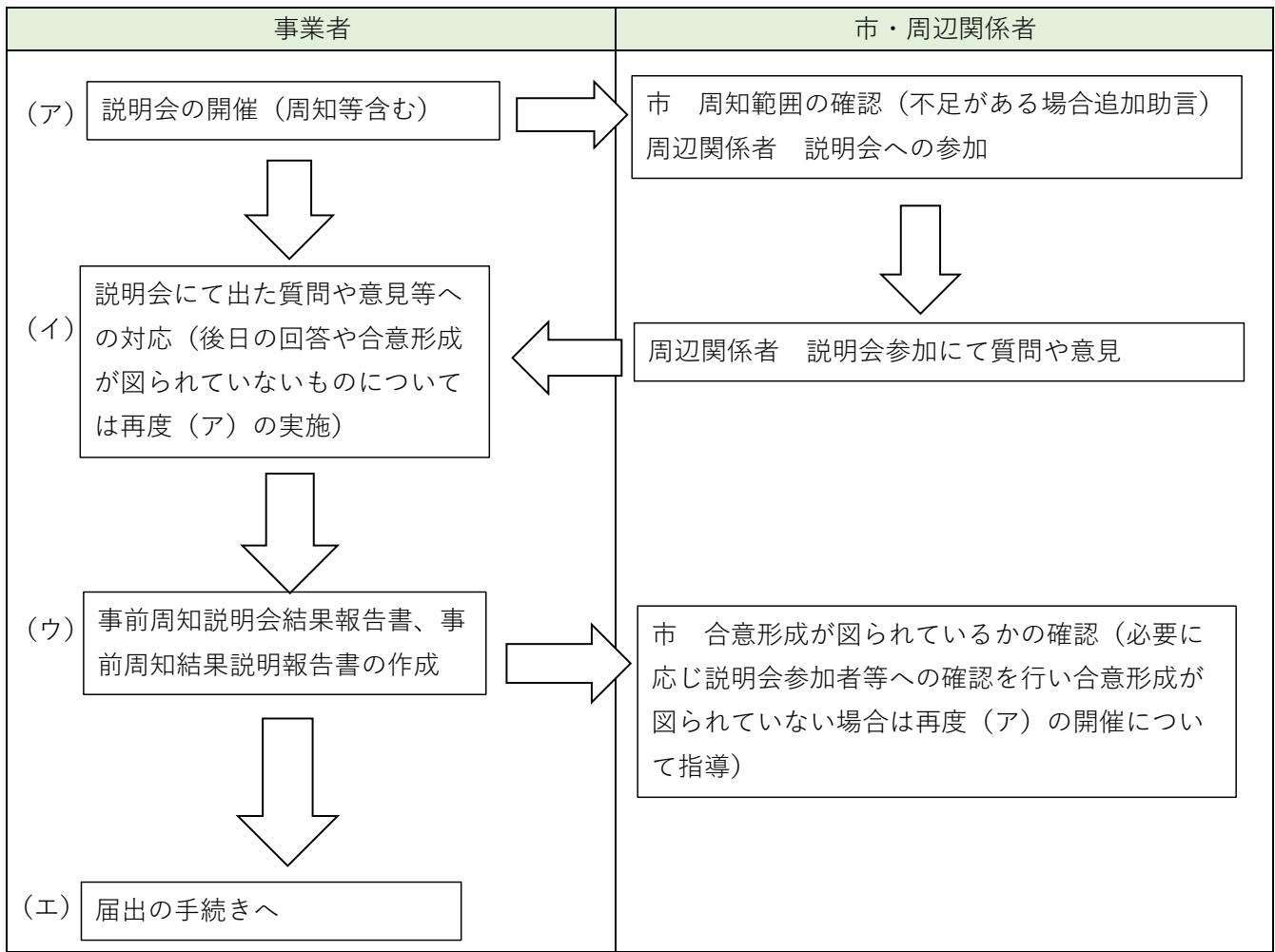
⑤報告について

事前周知説明会及び事前周知説明について事前周知説明会結果報告書（様式第4号）又は事前周知説明結果報告書（様式第5号）により報告してください。記入欄が不足する場合は別紙として提出してください。

⑥議事録について

事前周知説明会の内容を録音及び録画を同時にを行う方法により記録媒体に記録し、再生可能エネルギー発電事業を廃止するまでの間適切に保管してください。

【説明会等フロー図】



(4) 届出

再生可能エネルギー発電施設の設置を行なうとするときは、当該工事（森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。）に着手する 60 日前までに、届出を行ってください。

申請書等の書類	提出部数
再生可能エネルギー発電施設事業計画届出書（様式第 6 号）	1 部
添付書類	明示すべき事項等
1 事業区域等状況調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 7 号 ・ 事業区域周辺の状況がわかる図面等（附近の住宅、進入路（幅員）の状況がわかるもの）
2 事前周知説明会結果報告書、事前周知説明結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 4 号、様式第 5 号
3 位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺の目安 1/10,000 ・ 事業区域、方位
4 現況カラー写真及び写真撮影位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地における撮影後 3 カ月以内 ・ 写真撮影の位置図がわかるもの
5 配置図（土地利用計画図）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺の目安 1/2,500～1/1,000 ・ 事業区域の施設の配置、形状、寸法、方位 ・ 事業区域周辺の環境 ・ 土地の地番及び形状、町・字の境界及び名称 ・ 事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法
6 再生可能エネルギー発電施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・（太陽光）形状、高さ、寸法、勾配、色彩等、モジュールの総面積（枚数） ・（風力）形状、高さ、基数、発生騒音量 ・（その他）形状等構造がわかるもの
7 保守点検及び維持管理に関する計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 8 号
8 災害発生時対応計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 9 号 ・ 自己の消火設備がある場合設置内容、位置図がわかるもの ・ 事業区域の水利施設の状況 ・ 根室市消防本部との協議状況 ・ 災害時行動計画及び緊急連絡体制
9 撤去及び処分に関する計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 10 号
10 その他市町が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の施行に必要となる関係法令及び他の条例の許認可を受けていることや届出を行っていることがわかる書類

(5) 変更届出

(4)の届出後に変更があった場合は、変更届出が必要になります。

申請書等の書類	提出部数
再生可能エネルギー発電事業計画変更届出書（様式第11号）	1部
変更後の届出書（様式6～10号）	1部

届出の受理年月日、事業者の氏名、住所、工事着手予定日、工事完了予定日、事業区域の所在地、事業区域の地番、面積、再生可能エネルギーの種類及び出力とこれらの変更に係る届出は市のホームページ等により公表いたします。

下記事項については軽微な変更となるため届出は必要ありません。

- ・様式第6号の工事着手予定日又は完了予定日を当該予定日より後にする着手予定日又は完了予定日の変更
- ・様式第7号の事業区域面積を変更し、変更前の事業区域の面積より減少する変更

(6) 工事完了の届出

施設設置に係る工事が完了したときは、14日以内に工事完了届出が必要になります。

申請書等の書類	提出部数
再生可能エネルギー発電事業工事完了（中止）届出書（様式第12号）	1部
工事記録及び工事写真	1部

工事完了（中止）届出日、施設の名称及び事業区域の所在地は公表します。また、中止の場合は、事業中止の理由及び中止期間中の措置について公表します。

6.再生可能エネルギー発電施設の設置後の手続き

(1) 地位の承継の届出

事業者から事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に再生可能エネルギー発電施設の地位の承継等届出が必要になります。

申請書等の書類	提出部数
再生可能エネルギー発電事業地位の承継等届出書（様式第13号）	1部
事実を証明する書面、位置図、承継後の内容に変更したことがわかる写真等	1部

承継者名、非承継者名、住所、承継等年月日及び承継等の理由について公表します。

(2) 廃止の届出

再生可能エネルギー発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする30日前までに事業廃止届出書が必要になります。また、事業計画に定めた撤去及び処分に関する事項（撤去及び処分に関する計画書様式第10号）に基づき廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に事業廃止完了届出が必要となります。

申請書等の書類	提出部数
再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第14号）※廃止予定30日前まで	1部
再生可能エネルギー発電事業廃止完了届出書（様式第15号）※廃止完了後30日以内	1部
事業廃止完了後の現況写真等※廃止完了後30日以内	1部

施設の名称、事業区域の所在地、事業廃止予定年月日、事業廃止完了年月日及び廃止後の措置について公表します。

（3）維持管理

再生可能エネルギー発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全上支障が生じないよう保守点検及び維持管理に関する計画書（様式第8号）に基づき、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域内を常時安全で良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

7.報告の徴収

次の各号に該当する場合は、市へ速やかに報告を行う必要があります。

該当する事由	報告書類
(1) 再生可能エネルギー発電施設に破損、事故等が発生したとき	・事故等報告書（様式第16号）
(2) 再生可能エネルギー発電施設に障害等が発生したとき	・原因及び現況がわかる写真や資料
(3) 再生可能エネルギー発電施設に起因した騒音、振動、電波等の障害について、周辺関係者から連絡があったとき	

8.立入調査等

条例の施行に関し必要な限度において、事業区域に立ち入り、調査、質問をする場合があります。

9.指導、助言及び勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。次に掲げる者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- (1) 事業計画に伴う届出、変更に伴う届出を行わず、又は虚偽の協議をしたとき
- (2) 正当な理由なく事業計画に伴う届出、変更に伴う届出をする前に設置工事に着手したとき
- (3) 工事完了、地位の承継、廃止に伴う届出を行わず、又は虚偽の協議をしたとき
- (4) 廃止に伴う解体、撤去、廃棄等の適切な措置を講じなかったとき
- (5) 適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき
- (6) 報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (7) 指導、助言に正当な理由なく従わなかったとき

10.公表

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を市のホームページへの掲載等により公表することができます。

11.災害の復旧

事業に起因して災害が発生したときは、市その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって復旧を行わなければなりません。